### 甘粛省文物考古研究所編 『秦漢簡牘論文集』 甘粛人民出版社

### は U め に

文を選んで論評を持ち寄った。ただ天水放馬灘の日書は、メ 研究会を続けているが、そのメンバーは関大の卒業生、 乞うて評をいただいた。また、永田英正氏の論文の翻訳は省 書で始めて紹介される資料でもあるので、特に工藤元男氏に ンバーの中にこれを評する能力のあるものがなく、 簡牘論文集』を評してみようという議がおこり、各自が各論 し、週一回の研究会を行なってきた。 その研究会で、『秦漢 関西大学の東洋史研究室では、教授大庭脩を中心に漢簡の 学部生のほか、他大学の卒業生、 学部生も自由に参加 かつこの

評する論文も、 評者の評論も、 いずれも出来の善し悪しも

あろうが、 以下に、 書評した各論文を著者・論題・ 一つの修作として発表いたしたい。 評者の順に掲げる。

(大庭)

薛英群

何双全 『漢簡

高大倫

「釋簡牘文字中的幾種符号」

一九八八年一一月刊

秦簡整理小組「天水放馬灘秦簡甲種《日書》釈文」 何双全「天水放馬灘秦簡甲種《日書》考述」 **甘粛省文物考古研究所編『秦漢簡牘論文集』** 

李学勤 徐楽堯 「居延漢簡所見的市」

薛英群

「居延漢簡職官考」

謝桂華 「銀雀山簡『市法』講疏. 「漢簡和漢代的取庸代戍制度

「漢簡所見》行書《文書述略」

昌男

明 明

李均明

「『建武三年候粟君所責寇恩事』 冊経済考略. 昌男

• 郷里志』及其研究 昌之

吉村

昌之

侯灿「労榦『居延漢簡考釈•簡牘之制』 「介評『曬藍本』居延漢簡釈文」

**—** 50 **—** 

元男

### ≪日書≫釈文」 秦簡整理小組 「天水放馬灘秦簡甲種

が

### 考述」 何双全一 「天水放馬灘秦簡甲種《日書

工 藤 元 男

中間で、乙種は睡簡に似ている。

にその一号秦墓から占卜書と「墓主記」を含む四六〇枚の竹 期にかけての貴重な資料が出土して注目されているが、 紙質の地図・木版の地図・木版の画など、戦国末から前漢初 同年六月から九月にかけて発掘された一四座の秦漢墓から、 た重要な文字資料を加えることになったものとして重要であ (以下、放簡と略称)が発見されたことは、 秦代史研究にま 九八六年四月に甘粛省天水市東南の放馬灘で発見され、 とく

と以下の如くである。 関する釈文と、 注目されるものである。 虎地秦墓竹簡「日書」(以下、睡簡「日書」と略称)との関 とくにそれはすでに発見されている後述の雲夢睡 それに基づく内容の概括的解説で、 標題の二篇は、その占卜書の前半に 要約する 達で

他人から借用したものと考えられるので、

そのもともとの成

ので「日書」と命名された。甲種 あった。占卜書の内容は睡簡「日書」の内容とよく似ていた ものは乙種と名付けられ、「墓主記」 は最も外側に巻かれて 後で書かれたものと推定される。 七・五センチ、幅七ミリ、厚さ二ミリ。先に編んでからその 一束に巻かれていて、 [は棺内から出土したとき二種類の占ト書と「墓 真ん中の占卜書は甲種、 甲種の字体は篆書と隷書の 「日書」は七三枚、簡長二 その外側の 主記

章、「建除」章、「亡者」章、「吉凶」章、「択行日」、「男女日」、 年代については、ほぼ同年代の他省の墓葬と比較すれば、 「生子」章、「禁忌」章の八つに区分される。 この占卜書の 甲種の内容は、 原簡に標題はないが内容的には、 「月建」 上

もので、 らにまた、 埋葬年代は八年九月から九年初めにかけてと考えられる。 自分の略歴と復活できた原因を、「八年八月己巳」、御史に上 帝八年で、またそれは墓主の死後副葬されたものであるから、 書した、というような内容の文書であり、その八年とは始皇 墓主がある人を殺傷して棄市されたが、三年後に復活して、 や早い時期のものと考えられる。一方、判出の「墓主記」は、 限は戦国晩期、下限は始皇帝三〇年以前あるいはそれよりや その甲種 乙種 「日書」は墓主が甲種「日書」を書き写した 「日書」は墓主が収集したものかあるい 3

以上のような基礎的検討に基づいて、何氏はさらに睡簡は戦国秦の民間で流行した一種の卜筮図書とみなされる。書年代はさらに早いとすべきで、これを要するにこの「日書」

黔首は奴隷では な秦の「日書」、 なると思われる。それらの比較検討から何氏は、放簡は純. 象となっていることと併せて、今後検討すべき重要な問題に 民」という用語が睡簡「日書」で馬牛や畜生と共に売買の対 者の地位に大きな区別はなかったものとみなす。これは「人 可入黔首」 ⒀、平日の条に「可以入黔首」 ⒀と見え、 が放簡に二度見えることである。すなわち建日の条に「…不 とくに注目されるのは、 を比較している。 り上げてみると、睡簡「日書」の「秦除」の占文とその異同 らを逐一紹介することはできないが、例えば建除について採 「日書」の内容との比較を試みている。 なかったにせよ、売買の対象となる以上、 睡簡は純粋な楚の「日書」と論定する。 両者は全体的によく似ているが、その中で 睡簡「日書」にはなかった「黔首」 紙幅の都合で、 何比は それ 両 粋

みたい。

と結論し、秦では奴隷社会から封建社会にかわってからも奴階級や隷妾・奴隷等の「二大基本対抗階級」を構成していた表される封建地主官僚階級と、黔首や客民で代表される農民を加え、前者については秦代社会は商夫や君子等の人々で代をれに依拠して秦代社会の諸相を階級関係や暦法等から考察最後に何氏は放簡を純粋な秦の「日書」と見る立場から、

でにこの両種の記時制が行われていたとする。いたとする故于豪亮氏の説をふまえながら、秦代においてす秦漢時代では暦法家の十二時制と民間の十六時制が行われて隷制が比較的発達していたと主張する。また後者については、

さて、以上の所論に明らかなように、

何氏は占ト書

を単

13

題等も少なくないように思われるので、次にそれを検討してる。しかし反面、今後に残された課題および再検討すべき問的に読みとろうとするその姿勢は大いに評価されるべきである「占い」の書とせず、そこから中国古代の社会状況を積極

ある。今次の放簡「日書」の例は、あるいはそれを解くヒンのであるが、なぜ両種あるのか理由が分からなかったからで簡「日書」もまた甲乙両種が同時に墓主の棺内から出土したいう指摘には、なかなか興味深いものがある。なぜなら、睡まず、放簡「日書」の乙種は墓主が甲種を写したものだとまず、放簡「日書」の乙種は墓主が甲種を写したものだと

トになるかも知れな

ζý

、で ある。 . は共に二十八宿占いにおいて参照されるべき占辞で、 秦による占領地支配が色濃く反映されたものと考えられるの する私の研究によれば、それは楚の占いをベースにしながら、 |日書」と区別する点は、 しかし、 また、 放簡を純粋な秦の 例えば睡簡 賛成できない。 「日書」に見える「星」と「官」 「日書」、 睡 睡簡 簡 を 日 純 書」に関 な楚 前者は

角宿から始まり、後者は営室宿から始まっている。 両者は起

が秦の固有の地で発見されたことをもって、直ちにそれを秦 法の相違を踏まえないで、占辞だけで秦楚の相遺を弁別する 宿占いの占法原理の相違を分析してみると、「星」が 楚 の、 点が異なるだけで内容はほとんど同じである。しかし二十八 の占辞とみなす何氏の結論は性急すぎるように 思 わ れる。 のは危険であることを我々に示している。したがって、 「官」が秦の占文であることが分かる。つまりこのことは占 「星」と「官」の例のように、同様の占辞が全国的に普及し

今後重要な研究課題となるはずである。 の時制の復元は「日書」研究の基礎をなすものであるから、 存在を証明するとは思われない。 る時刻名とも共通しているものもあり、必ずしも十六時制の そこに見られるのは十二個の時刻名であり、また漢簡に見え の時刻名をもって秦代における十六時制の存在を想定するが、 【•日中•日西中•昏•夜暮•夜未中•夜中•夜過中•鶏鳴<u>】</u> また、 何氏は「生子」章に現れた「平旦・日出・夙食・莫 しかし、暦法の一環として

> (『木簡研究』十号、一九八八年) 工藤元男「雲夢睡虎地秦墓竹簡『日書』より見た法と習俗\_

2 (『古代』第八八号、一九九〇年) 宿占い―先秦社会における文化の地域性と普遍性をめぐって―\_ 工藤元男「雲夢睡虎地秦墓竹簡『日書より見た秦・楚の二十八

### 評 薛英群「居延漢簡職官考」

大 庭

脩

ていた可能性は十分に考えられるからである。

すなどの考証を加えたもので、題名より類推する藤枝晃氏の 出土簡一八簡)をあげ、人名、年月等を『漢書』の記載 二十八簡(内、一九三〇・三一年出土簡一〇簡、一九七三・七四年 「漢簡職官表」(東方学報京都二五・一九五四年)が、 居延漢簡の中から、三公、九卿、将軍の職官名が見える簡 漢簡 れ服ら この職

究の初心者であるならばともかく、 職掌などを一々引用しているので、 ば御史大夫の職掌、例えば九卿、十二卿の名称、 『漢書』百官公卿表を始めとする文献史料の記載から、 この書の読者が漢代史研 漢簡を研究しようとする それぞれの

する。二九頁より四八頁にいたる二〇頁の内容の多くは、 官の特色である下級官に重点を置いたのとは全く趣きを異に

例え

次元の社会史研究を可能にしつつある。

それだけに、

放簡の

釈文の完成と刊行を

日書」は在来文献からだけでは見えてこなかった新たな

発掘と整理にあたった何氏にその図版・

何よりも期待するものである。

①

筆の意図を疑わざるを得ぬ。 已無法詳察」というのでは、 程の者ならば常識の範囲に属する事項であって冗長と言うほ はない。そして当該の簡の内容にいたっては、「簡冊残缺、 何を論じようとしているのか執

意できないものは少府に関する論である。 については、 :細な議論の中には異論のあるものもあるが、 簡文が 簡 (1) 基本的に同 五三・一A

八月辛丑大司徒宮下小府安漢公大傅大司馬大師大保車騎口 □||御史|||主□中二千石州牧郡大守諸侯相承書從事下當|||

|監御史□主□中二千石州牧郡大守諸侯相承書從事下當□  $\widehat{\mathbb{A}}$ 

 $\widehat{\mathbf{B}}$ 

徒宮は馬宮であり、 PT五三・六六の簡文に とあるA面のみをあげ、 小府は少府であるとする。 元始元年から三年の間の詔書で大司 また簡(6)のE

承書從事下當用者如詔書、 正月辛丑御史大夫定國行丞相事下小府中二 到言 /屬實令史元□

とある行丞相事の御史大夫は于定國で、甘露三年正月の 小府についてはふれない。 しかし九卿の部分で簡5のE 簡 ح

PT四八・五六の簡文

五月戊辰丞相光下少府大鴻臚京兆尹定□相承書從事下當用

者京兆尹以□次傅別書相報不報者重追之書到言

労榦氏や伍徳煦氏など、薛氏のみではないが、 小府と考えていることは間違いない。小府を少府とするのは、 を引き、漢簡では少府を小府と書き云々というから、 三月丙午張掖長史延行大守事肩水倉長湯兼行丞事屬國農部 10.1110 簡 (6)

の小府を何と解するのであろうか。 簡⑴で小府が筆頭にあって安漢公大傅大司馬大師大保車騎

下當用者如詔書/守屬宗助府佐定

都尉小府縣官承書從事

前に別に書かれていること、簡ほには少府と「少」の字で書 また、簡5の九卿の順が、少府、大鴻臚、京兆尹と並ぶのは かれていることなどは、小府は少府でない証拠といえよう。 である中二千石が見られること、 将軍の王莽よりも前にあり、しかも後の方に少府もその一つ 簡6でも小府が中二千石の

その位次に従うもので、位次は『漢書』霍光伝中の昌邑王賀 辺郡の部都尉の下位にあるとは誰も考えるまい。 によるものと考えてよかろう。一〇・三二の小府が少府で、 の廃位を奏する上奏文をはじめ上奏文中に見ることがで 『漢書』百官公卿表や『後漢書』百官志の職官の順位は位次 ż,

では丞相府、 自己の官庁を指す時に使うもので、簡⑴では大司徒府、 次に簡⑶にある将屯裨将軍(一六九・一三)と簡糾にある将 一〇・三二では肩水倉を指すと考えている。 簡 (6)

府という表記は、下達官が自己の所管官署にも下す場合に、

私見では小

屯偏将軍張掖大尹(EPF二二・六五A)の将屯の語について、 裨将軍に任命されていたのであって、 國伝や一六九・一三簡に簡悶を加えて、将兵屯守の意味とす は裨将軍にかかるもので、簡似と同様何郡かの大守、 大行王恢が任命された雑号将軍で具体的に存し、簡⒀ については「将屯将軍の副手」と解し、似については趙充 -恐らく王莽時代――には任命された例がない。 将屯将軍は文帝後七年に属國悍が、また元光二年六月に 24の注解が正し この将屯 大尹が の時期

新簡に接することのできる恵まれた研究者の義務として、正 表されて居らず、一般の研究者はこういう論文に引用され る。本書が刊行された時はなお一九七三・七四年出在簡が公 いる簡によってのみ新しい情報を得たのであるから、 はなく、原稿の書き方によるものと思われ、修正が可能であ 立てを守らないで追込にする論文があるのは、印刷の都合で そのまま守っている論文と、本論文その他何篇かのように行 を用いて横書することは印刷の都合上止むを得ぬこととする 最後に一般的な議論を書いておく。中国の論文で、 簡の行立ては守って欲しい。本書の中には、簡の改行を 簡体字

する。

の原則とは全く違うことである。『居延新簡』では、□は 次に『居延新簡』を手にして符号の原則を見て愕然とする 「□」の符号の使用法が、 一九三〇·三一年出土簡

ę́

その構造や行政機構、

をめぐって、

きたことも多いが、文献史料に市に関する記載が少なく、不

い情報の提供を心がけて貰いたい。

以上不明の文字があった場合に用いている。「缺文不能判別 るのは、『居延新簡』では、「……」の符号で、「字迹模糊、 字数者」という。三〇・三一年簡に用いる「□」の符号に当 「原簡断折之処」としている。三○・三一年簡の場合は二字

字数亦不能確定」としている。

だのであろうか。『居延新簡』の著者は『居延漢 のである。何故このように混乱がおこるような符号 を選 の ざるを得まい。本書の読者はこの点に十分注意することを要 が違うのだから、啞然として言う言葉を知らぬ。失態と言わ 校』の著者が含まれており、この両書簡で「□」符号の意味 この結果、本稿のように、新旧両簡を使用するような論文 「□」印は、簡ごとに意味する所が違うと知らねばならぬ 簡 鼠釈文合

## 徐楽堯「居延漢簡所見的市」

田

FF

中国古代の市とりわけ漢代の市については、 多くの研究が発表されており、明らかになって また市で営業する商人の身分など 日本において 明

明な点もまだ残されている。

料によって、漢代の市に関する研究の進展が期待できる。料も増え、辺境地帯という地域的制約はあるにせよ、生の史七三・七四年出土居延簡が公表されれば、市に関する簡牘史九三〇・三一年出土居延漢簡で明らかになっていたが、一九辺境地帯に置かれた郡や県にも市が設けられたことは、一

として、まず氏の主張をみておこう。も問題があるように思われる。この点については後で述べるも問題があるように思われる。この点については後で述べる論文には事実認識や史料の解釈をはじめ、漢簡の取り扱いにこうした中で発表された徐楽堯氏の本論文であるが、氏の

される。

ಶ್ 氏はまず、漢代の都市には、住宅区である里とは厳格に区別 上昇などから見た居延における運輸業の発達、 営していたこと、 取引きされた物品、 市に行って売買する場合に必要だったとする符や伝、 して、その市場管理について取り上げ、市を管轄する官吏、 された商業区である市が設けられ、居延地 延地方の商業市場に関達する問題を取り上げたものである。 氏の論文は、 売買契約、 後述)にも官が設けた商業市場があったとする。そ 市場の様相を反映する問題として、居延市場で 漢簡資料を主としつつ、文献と結合し、 貰売(買)の盛行が引き起した問題などを論 居延市場における貨幣の流通情況、 京師や内郡と同様居延の官吏が商業を兼 方の居延県、肩水 様々な貰貸関 平価 僦直の 漢代 じ 0

用し

た簡がもとどのような簿籍あるいは文書を構成していた

影響が、居延市場とその商業の発達に大きな制約となったとの発展をもたらしたが、同時に前線基地であるための軍事的(屯田、代田法)と相俟って、この地の農業・牧畜業・手工業の前線基地であったということが、漢王朝の様々な施策以上に述べたことをまとめながら、居延地方が漢代西北防衛係などを関連する漢簡資料を挙げながら説明する。最後に、

榦氏の 集』 甲編上冊所収) 文献史料と結びつけて論証するというもので、基本的には労 の研究方法は、 の現状と課題」同朋舎、一九八九年一〇月)。これに対し、 るいは文書の断片なのかを推定しようとする古文書学的研究 しくは冊書に復元できないまでも、 を検討し、出土地を考慮して、もとの冊書に復元するか、 の形態、書かれている文字の大小や位置、同筆か異筆かなど の取り扱い方が気になるのである。 の点に氏の論文の意義もある。 より論証の材料が増えることが氏の論文によってわかり、そ の段階にある(永田英正氏『居延漢簡の研究』序章「中国簡牘研究 当然のことだが、新しく出土した居延漢簡によって、従来 「漢簡中的河西経済生活」(一九四四年、 簡牘の記事を重視し、 と同じものである。 しかし、それだけに氏の漢簡 現在、 どのような種類の簿籍あ との研究方法では、 同じ内容の簡を集め、 簡牘研究は、 『労榦学術論文 本論文 簡牘 ż

ものであったのかを考慮しないため、 様の欠点が指摘できる。以下二、三の例を挙げて説明しよう。 きずられて恣意的なものとなりがちである。氏の論文にも同 簡の解釈が、 字面 に引

(5)伐胡卒楊熹 百八十 責廣地次□燧長陶 子賜練襦一領直八百五十今為 責□□布□一領直千八十……已得錢二百少八 伐胡卒□□ 責……

氏が引用したものに、

E • P • T 59 : 645

延市吏が燧卒と燧長の間の債務のもめごとを処理したことが 漢簡には「居延市吏」が見えるだけであるが、この簡は、居 という簡がある。氏はこれを、市を管轄する官吏としては、

中實阜練一匹直千二百今中實為甲渠令史 滅虜隊戍卒梁國蒙東陽里公乗左咸年卅六自言貴故樂哉隊長張 の下での治民と治兵の職務権限の未分化を主張する。ところ 記されているとし、この例からさらに居延地方における太守 これと似た様式の簡に (三五・六)

と従来解釈されている。三・四簡、三・六簡も同様の簡で、 貸した相手の中実は現在甲渠令史に転任していることを記す 東陽里出身、爵は公乗である左咸、年三十六歳が、もと楽哉 というのがあり、この簡は甲渠候官滅虜隊の戌卒で、梁国蒙 これにより簡60も伐胡卒である楊熹の貸借関係を記したもの

> であることがわかる。氏が言うような、居延市吏が債務のも 治兵の職務権限の未分化を示す史料ではない。 めごとを処理したものではなく、まして太守の下での治民と

二期)という別の論文で致は辺塞候官の所属 管内で使用する 市場に行って貨物を売買する必要があるとき、必ず居延県あ 強化するために、居延当地の居住者、あるいは辺塞の吏卒が 表した。その説の適否はさておき、本論文では「市場管理を もの、伝は経過する所の各郡県で通用するものという説を発 次に、氏は「漢簡所見信符弁析」(『敦煌学輯刊』一九八四年

解釈している。氏が挙げた簡から代表的な一例を示すと、 ることができた」とし、符や伝、致を市場管理に引き付けて るいは軍官系統の候官に対し符伝を申請し、そうして通行す ⑻永始五年閏年己已朔丙子北郷 嗇夫忠敢言之義成里崔自當言= =為家私市居延謹案自當毋官

氏の言うように市に行って売買するために必要であったなら 県索関という関所を通過するために必要とされたものである。 の身分証明は、居延の市に行く途中にあった肩水金関や居延 えられている簡で、書かれた内容を見ればわかるように、こ という完全なものがある。 =掾晏令史建 これは私用旅行者の身分証明と考

閏月丙子觻得丞彭移肩水金關居延縣索關書到如律令 獄徴事當得取傅謁移肩水金關居延縣索關敢言之

(一五・一九)

世て、氏は「言符ひ公金を引用し、言分で商売を行い、引ば、文書の移牒先は関所ではなく、居延市のはずであろう。

潤を得た」ことを記す簡として、他に、氏は「官府の公金を利用し、自分で商売を行い、利

付し、何か買物をさせたと解釈するのがよい(同氏前掲書、一「銭出入簿」の簿録の一部であり、候官が令史張卿に銭を給を挙げているが、 永田英正氏の集成にあるように、 こ れ は8)出錢四千五百八月乙丑給令史張卿為市 (二五八・四)

)論こり合うと「岩匠は、酒くは、いまっことの酒くせてつ論文で疑問と思われる点をいくつか挙げておこう。この他、氏のず、字面だけを追ったための誤りと言えよう。この他、氏の本に挙げた例は、いずれも簡牘の様式や内容を充分検討せ

二七、一三二頁、四八四頁)。

誤解であろう。 誤解であろう。 は解であろう。 は解したって張掖郡には日勒都尉、居延都尉の他に、肩水都属県が十あり、その中に居延県はあるが肩水県はない。居延属県が十あり、その中に居延県はあるが肩水県はない。居延にてであるが、『漢書』巻二八下、 地理志下、 張掖郡の条にいるであるが、『漢書』巻二八下、 地理志下、 張掖郡の条に

るように、「市」の字は誤釈で、「而亡符及折」が正しく、文した意味はわからない」と言うが、これは大庭脩氏が指摘すを記しているようであるが、簡文が残欠しており、はっきりという簡を例に挙げ、氏は「市に行って信符をなくしたこと②∞▽市亡符及折▽

のがよいであろう(『秦漢法制史の研究』二七三頁。)。帝二年の初めて銅虎符・竹使符を与えた時の詔の一部とする

遠燧長成則詣官平斗(E・P・T43:69)を、 氏は平準法と解 ③居延漢簡に「以十月平賈」(四・一)などとあるものやほ呑

くとも50簡は、候官に出頭して「斗」の検査を受けたものでするが、もう少し検討の必要があるのではなかろうか。少な遠煖長成則詣官平斗(E・P・T43:69)を、氏は平準法と解

はなかろうか。

研究成果が期待できないことを示す一例と言えるようである。簡の数が増えても、研究方法が以前のままであると、あまり残念ながら、氏の論文は、発掘によって研究材料である漢

## 評 李学勤「銀雀山簡『市法』講疏」

田明

門

書で、伝世本の書では『孫子兵法』及び四篇の佚文、『六韜』ら四九四二点の竹簡が出土した。内容は、ほとんどが兵家のら四九四二点の竹簡が出土した。内容は、ほとんどが兵家のら前一一八年の間に作られた前漢墓であることがわかった。県にある銀雀山一号墓が発掘され、副葬品から前一四〇年か県にある銀雀山一号墓が発掘され、副葬品から前一四〇年か「九七二年四月、山東省博物館と臨沂文物組によって臨沂

少なからぬ残簡が分類・整理中である(呉九龍釈『銀雀山漢簡釈時令占候の類』十二篇、『その他の類』 十三篇があり、 まだ発表当時、大変話題になった『孫臏兵法』十六篇をはじめ、発表当時、大変話題になった『孫臏兵法』十六篇をはじめ、

「田法」「兵令」「上篇」「下篇」の十三があった。言」「庫法」「王兵」「市法」「守令」「李法」「王法」「委法」に分類・整理が行われたもので、 篇目には順に「守法」「要時に出土した篇目を記した木牘により、簡の形・字体を根拠時に出土した篇目を記した木牘により、簡の形・字体を根拠

文』文物出版社、一九八五年十二月)。

これらの論文も合わせて、李氏の本論文を見ていきたい。三篇』に関する論文があり、当然互いに関連を持つ。そこで、『文物』一九八九年九期、以下②論文と呼ぶ)など、一連の『十東方出版社、以下①論文と呼ぶ)、「論銀雀山簡『田法』講疏」(『中するものである。 氏には他に「銀雀山簡『田法』講疏」(『中本学動氏の本論文は、この『十三篇』の内「市法」篇に関本学動氏の本論文は、この『十三篇』の内「市法」篇に関

の内、第一、三、五、七、九、十の六篇の篇名の付け方が似けて書かれていたのではないかと主張する。理由は、十三篇『隷書陰陽五行 (仮名)』と同じく、もと帛書に上下二段に分李氏はまず、『十三篇』が、長沙馬王堆帛書の『胎 産書』

『十三篇』各篇のもとの順序は次のようになる(〇数字が李氏り、篇題木牘上の順序になったとするのである。氏に従えば、に書かれていたものが竹簡に抄録される時、上下の順序を誤のうち第十篇を除けば奇数の位置にある等である。もと帛書夫、市嗇夫など)という共通の特殊な用語が使われている、こており、内容が関連している、また「某尚夫」(庫嗇夫、邑嗇

1 守 法 ① 2 要 喜 ⑨

12 10 13 9 7 5 3 1 田 法 篇 法 法 法 法 1 6 (5) 4 3 2 (I) 11 8 6 2 王 兵 守 要 法 兵 令 令 雷 12 (11) 13 (10) 9

と整理されている簡と内容的に関連のある七九二号簡以前が法」は隣り合った相互に深い関連のある簡だとし、「庫法」で、文物出版社、一九八五年九月)の整理小組が、簡七六七~八一(文物出版社、一九八五年九月)の整理小組が、簡七六七~八一(文物出版社、一九八五年九月)の整理小組が、簡七六七~八一(文物出版社、一九八五年九月)の整理小組が、簡七六七~八一(文物出版社、一九八五年九月)の整理小組が、簡七六七~八一(文物出版社、一九八五年九月)の整理小組が、簡七六七~八一(文物出版社、一、()

は、可能性としては否定はできないが、あくまで推測にすぎないない。要するに、もと帛書に書かれていたという氏の主張が最初になされた①論文や本論文においては、隣り合う①張が最初になされた①論文や本論文においては、隣り合う①張が最初になされた①論文や本論文においては、隣り合う①張が最初になされた①論文や本論文においては、隣り合う①張が最初になされた①論文や本論文においては、隣り合う①

ないものである。

署」という用語が使われていることから、整理小組が、篇が常のであろうと主張する。前掲の『銀雀山漢墓竹簡』〔壹〕ものであろうと主張する。前掲の『銀雀山漢墓竹簡』〔壹〕される『墨子』 位面 諸によっては戦国時代晩期としているが、どこで作られたかについては、『管子』 『尉繚子』 『とする説(呉九龍「銀雀山漢簡斉国法律が属から、斉国の著作とする説(呉九龍「銀雀山漢簡斉国法律の関係から、斉国の著作とする説(呉九龍「銀雀山漢簡斉国法律の関係から、斉国の著作とする説(呉九龍「銀雀山漢簡斉国法律の関係から、斉国の著作とする説(呉九龍「銀雀山漢墓竹簡』〔壹〕される『墨子』 備城門篇・号令篇と重なり、また「守法」にをする。前掲の『銀雀山漢墓竹簡』〔壹〕される『墨子』 備城門篇・号令篇と重なり、また「守法」にでは、「守法」の相当部分は、戦国時代に秦で作られた次に氏は、『十三篇』は戦国時代に斉国において作られた次に氏は、『十三篇』は戦国時代に斉国において作られた次に氏は、『十三篇』は戦国時代に斉国において作られたがに、『十三篇』は戦国時代に斉国において作られた次に氏は、『十三篇』は戦国時代に斉国において作られた次に氏は、『十三篇』は戦国時代に斉国において作られたが、第が

推測する。『十三篇』全体では、『尉繚子』と似ており、兵書作った人が斉の人なら、当然管子系の学者の影響もある」と当時斉秦の墨者の兵を論じた著作を学ぶ機会のあった人で、ているとする。 さらに編著者に関して、「尉繚より後の人で、のと反対に、「守法」 は『墨子』備城門篇や号令篇を襲用し短く内容も簡略なので、成書年代は『墨子』より早いとした

であるとする見解が注目される。

さず、また必ず邑の官吏が参与し、 認めないこと、市吏以外の者が市の収益を壟断することを許 発展を皷舞するにあるとする。また市吏の役割を強調してお 字面は異なるが『管子』乗馬篇の務市事の節と同じく、市の 二簡は「其市者也□□□」(八八九)「□市□□」(八九〇)と いてと、当時商賈は世襲制であり、 商賈の税を軽くすること、商賈の商取引を妨害してはならな は非合法に商賈の利潤を取ってはならないこと、市における り、「大吏」「下吏」「市嗇夫」といった市吏が置かれ、市吏 晩周から漢代にまで至る抑商の考え方が見られるが、実際は、 いう断簡である。 氏は、「市法」には市に関する理論として は八七五簡から八八八簡までを取り上げて検討する。あとの 類・整理された竹簡は八七五簡から八九〇簡まであるが、 内容を検討したものである。整理小組によって「市法」に分 さて、本論文は、右の氏の主張の下で「市法」 管理あるいは監察したこ 庶子や孽子には 相 篇に関する

ので、諸侯国の商業の発展と市の発達の程度がうかがえると法」は、戦国時代の経済制度の研究に対し、かなり重要なもり、「国市」と呼ばれた諸侯の城邑中の市の規模、市中に設とが記されているとする。さらに、漢代に似た市の制度があ

される。

らず、問題点として残されている。氏の検討によれば、「市法」は、漢代の市の制度や商人の民の検討によれば、「市法」がよる市の制度は、一体どこの国のはこの「市法」からうかがえる市の制度は、一体どこの国のはこの「市法」からうかがえる市の制度は、一体どこの国のよのの所の制度なのが、それとも一般論で、当時どこの国の身分の問題についても興味深い史料と言える。ただ、それで身分の問題についても興味深い史料と言える。ただ、それで身分の問題についても興味深い史料と言える。

# 評 謝桂華「漢簡和漢代的取庸代戍制度」

鵜 飼 昌 男

本論の著者謝桂華氏は、社会科学院歴史研究所に所属し、先つの釈文を無批判に利用することは厳しく慎まねばならない。必要である。活字化された釈文のみを頼ってしまったり、一漢簡の研究では実物を写真に撮ったものを参照することが

読むことができてはじめて漢簡にまとまりがつくからである。従来の釈文では「属」または不可釈であった部分を「庸」と釈文合校』の研究過程から生まれたものと思われる。それは、簡甲編』・『居延漢簡甲乙編』の釈文の検討を行った『居延漢簡究者である。本論の出発点は恐らく労榦氏の釈文や『居延漢簡のは『居延漢簡釈文合校』に中心的な役割を果たした漢簡研には『居延漢簡釈文合校』に中心的な役割を果たした漢簡研

して若干の検討を加えるという構成をとっている。結論から簡の分類整理を行いながら派生する問題点(例えば庸賃)に対持つものであるとする。そして、改めて本論の中心となる漢られる雇用労働」(北京大学学報一九五九-1)を参考にして概観し的雇用労働」(北京大学学報一九五九-1)を参考にして概観し文献史料に見られる「庸」について、翦伯贊氏の「西漢時期文献史料に見られる「庸」について、翦伯贊氏の「西漢時期

まで及んで一簡毎に非常に丁寧に指摘解釈している。次い

で

本論は、まず本来「庸」と釈読すべき漢簡を新居延漢簡に

の県に当たる候官で行われたとする。更に、居延漢簡の年代籍の作成が候官で為されていることから事務の承認は、内郡庸賃などに細かな規定が見出され、「取庸代戍」に関する名の制度には漢簡と文献の記載から本籍・年齢・爵位・期限・

自己の代理戍卒として服役させる制度であるとしている。年男子に課せられた辺境での徭戍に対して、他人を銭で雇

**莟えば、著者のいう「取庸代戍」制度とは、漢代に於いて成** 

Ų٦

はないかと著者は指摘する。 の拡大を考えるならば、 漢簡集成の成果は、庸質を出して戍卒をまかなうという現象 きたといえるであろう。 う段階から、制度運用の具体的な様子を窺えるまでに よって、従来までの少ない文献史料を如何に解釈する たとする。 での徭戍に服する場合の方が「取庸代戍」より一 から考えて前漢武帝から後漢光武帝 漢代の兵制に関する研究は漢簡を利用することに 本論文の「取庸代戍」 募兵制の進行を後漢に見られるので の時 期では、 制度に関する 般的 自ら辺 になって であっ かとい 境

余白まで含めた書式の違いという点も名籍では注意する必要 載事項はその際の有力な判断材料となるが、出土地の 対する整理法についてである。四五枚のうち三五枚が 絞って卑見を述べてみたい。まず、指摘した四五枚の 関係の木簡はA35 があるのではないだろうか。旧居延漢簡の場合、「取庸代戍」 な冊書であっ 簿録に属するものであるため、その整理には本来はどのよう く三類に分けている。 から出土している。著者は簡の整理に於いて、 .戍卒欲取庸任作名籍」 論考の概略は以上の如くであるが、 A 32 (肩水金関)、 たのかを想定する必要がある。 (屑水都尉府)、 A 35 A 22 ` と仮に表題を付け、 の簡を基準にA21 A 21 A 8 と規模の異なる官署跡 (甲渠候官)、 以下では漢簡 簡の書式及び記 他に最も数の多 の一簡を含めて 書式から大き A 33 17 違いや 名 漢簡に 焦 (肩水 籍の 点 を

「大湾出土的西漢田卒簿籍」(考古一九六三—三) に於いて、田、大湾出土的西漢田卒簿籍」(考古一九六三—三) に於いて、田、大写九月戍卒受庸銭名籍」という表題簡が存在しているので、元年九月戍卒受庸銭名籍」という表題簡が存在しているので、元年九月戍卒受庸銭名籍」という表題簡が存在しているので、元年九月戍卒受庸銭名籍」という表題簡が存在しているので、元年九月戍卒受庸銭名籍」とやはり仮称をつけて第にがループを「戍卒取庸任作名籍」とやはり仮称をつけて第いグループを「戍卒取庸任作名籍」とやはり仮称をつけて第

理としたということになり名籍として不都合はない。 込んだ場合、田卒の中の数人は庸銭を支払ってある人物を代 て既に用いられた考え方である。問題の簡を名籍の中に 先生米寿記念献呈論文集』・坤)の中での騎士名籍の復元に れは大庭脩氏 中に編み込まれても良い簡ではないかと考えるのであ 任作不欲為庸□一編敢言之」から取っているが、 考えるのである。 第一類にあるA35の簡は田卒名籍の簿録の であるとはいえないが可能性はあるかもしれない。 類、 第二類の仮の名称を24 「地湾出土の騎士簡冊―材官攷補正―」 (『末永 戍卒名籍と第二類の簡との関係も全 • 19 簡 一部では ☑庸任作 ۲ の簡 何故なら ない :者移名、 一て同様 かと 泛 編み ょ

釈

を著者は述べておらず、

簡の解釈を不十分にしたままでは

ると、

卒の名籍と田卒の衣物支給簿に分類できると指摘されてい

第一類の簡を 『居延漢簡図版之部』 の写真 によって

検討

のす

. る。

田卒の名籍簡と筆跡・簡質は同じであり、田卒名籍

そして「任作不欲為庸」とは、短期作業を願い長期を望まな 時間の長期に亘るもの、 于豪亮氏「居延漢簡釈叢」(文史一七)では、この簡について、 名籍の仮称をつけることには無理があると考えるからである。 と考えるので、 に当たって、何等かの文書を添えた旨を伝える送り状である いと解しており、「庸」を「取庸代戍」とは限定していない。 この簡を、傭作にあたる人についての名籍を報告する は「賃」と読み「庸」と同義語であり、「庸」は作業 「取庸代戍」 には限定していない于氏の説に 「賃」は短期のものと解している。

従いたい。

得るものと述べているが、本来「取庸代戍」とは戍徭を嫌う 出され、所属の候・隊より名簿を候官へ送り、候官の承認を おいて、「取庸代戍」の事務手続きを 「既に辺境での徭戍に あたる者」と限定した上で、戍卒本人から取庸代戍申請が提 戍卒の本郡で作成されたものが居延へ送られてきたのであろ 代理を雇うことを目的とするならば、 被雇者共に辺境に赴くことになってしまい、 の徭戍にある者」と限定したのであろうが、それでは雇主 ために代理を雇うと考えるべきものである。指摘された名籍 なくなるのではないだろうか。筆者の如く徭戍を嫌うため .は雇主・被雇者共に同郷であるので、著者は「既に辺境で 次に、根本的な疑問を述べることにする。 「取庸代戍」 取庸代戍の意味 著者はむすび の名籍は 17

> 戍」の名籍はどこで作成されたものなのであろうか。 確認は不可能となろう。いったい、 らの名籍だけでは、戍卒の人数さえ合致していれば、 雇主は原籍地に居り被雇者は辺郡にあると述べるが、この疑 服 か。 一務しているかどうかを確認するための物である。 とはこの場合、 誰がどの人物の代理 著者の指摘した「取庸代 であり、 本人の 著者は、

問の答えとはなっていない。

5

やはり文献の解釈が未整理のままでは考証に無理があろう。 よる戍卒の代理制度を表す名籍の記載事項には限りがあり、 有践更、有過更」の解釈に言及しているが、傭銭の支払い る漢書昭帝紀、元鳳四年の条の如淳の注「更有三品、 る必要があると考える。 る戍卒の交代には爵位の逆転の例が見られない点に注意をす 「取庸代戍」簡の内容の中では、 最後に、著者は 「取庸代戍」 民爵の具体的な効力を表す一例と受 簡の内容から戍卒制度 むしろ、 傭銭の支払いによ 有卒更、 K

のことゆえ著者始め大方の御教示を仰ぐ次第である。 対する研究の深さには改めて敬服するものであり、 以上、漢簡に絞った内容での書評であるが、 の漢簡に

けとめることができるのではないだろうか

# 評 李均明「漢簡所見、行書、文書述略

### 鵜 飼 昌 男

居延漢簡の古文書学的な整理は、漢簡を史料として使用する。。

とは、まず、発信記録の中で三段目に記載されるべき発信日点を除けば変化はなく首肯されるものである。その細かな点類と記載事項の解釈は、従来までの解釈とは細かな二、三の伝記録・受信記録及び封検その他に分類している。各簡の分伝記録・受信記録及び封検その他に分類している。各簡の分表題にある「行書」文書とは、文書の逓伝に関する木簡を表題にある「行書」文書とは、文書の逓伝に関する木簡を

単純なミスと考えるべきではないだろうか。 のたと考えるので、担当者の署名が無いということはやはり場合、卑見では文書発信毎に簡を作成し冊書に編みこんでいを取るものであるが、発信記録簡についての冊書を想定したが比較的固定しているため署名が無くとも責任の所在は明確が比較的固定しているだめ署名が無くとも責任の所在は明確と担当者を欠いた簡が有ることに対して、「文書発信担当者

次に、逓伝記録には三段目に一定区間内での文書受取時刻次に、逓伝記録には三段目に一定区間内での文書受取時刻次に、逓伝記録には三段目に一定区間内での文書受取時刻次に、逓伝記録には三段目に一定区間内での文書受取時刻次に、逓伝記録には三段目に一定区間内での文書の近伝にといずれもはっきりとしないが、「定行」の解釈は李氏の説はいずれもはっきりとしないが、「定行」の解釈は李氏の説を以て拙稿の訂正としたい。

れていたと述べ、この文書名の根拠となる簡として表題簡を更に、逓伝記録は当時「郵書刺」または「過書刺」と称さ

義を考えれば書式上この相違は大きいものと考える。 り、「刺」を著者の如く状況を連絡する文書の意味にとるこ り、「刺」を著者の如く状況を連絡する文書の意味にとるこ とが妥当であるのか、同じ文書についての表題簡が二種類存 とが妥当であるのか、同じ文書についての表題簡が二種類存 とが妥当であるのか、同じ文書についての表題簡が二種類存 といるが、他の表題簡に「郵書課」と記されたものもあ

う か。 ているが、 城北部から他の候官への繋がりも考えられるのではないだろ は甲渠候官管轄内を意味し、『3・1にある逓伝記録によれば ಕ್ಕ ためにあり、所要時間の点検が最も重要な目的であると考え へ報告するということは、文書逓伝の円滑な運営を維持する 指摘している点、武賢部と臨木部を直接明確に結んでいない じである。しかし、吞遠部から城北部へのルートの可能性を 成したものとほぼ同じものであり、陳夢家氏の表 (「漢簡考述」 大まかな候官内の隊の配置がわかる。 点には疑問が残る。甲渠候官内の逓伝記録の作成を甲渠候官 『漢簡綴述』所収)に対する疑問も永田氏の挙げている点と同 最後に、逓伝記録からは甲渠候官内の逓伝表を作成でき、 具体的に郵亭間の距離を逓伝規定時間を使って割り出し ならば、所要時間の点検記録にある「界中」という語句 また、 漢簡に記載された一日の時間区分についての著者 甲渠候官内の北行書と南行書の里程数の違い 著者の表は永田氏の作 か

考にするべきものあろう。を経た上での数字であり、居延地域の遺跡地図と対比して参自らの考察(『漢簡所見―日十八時、一時十分記時制』『文史』22)

あろう。著者の御教示を仰ぐ次第である。述べたが、著者の精緻な研究は漢簡の理解には必読の一編で以上、同じ行書関係の漢簡を研究した者として拙い書評を

## 〒 張俊民「『建武三年候粟君所責寇

恩事』册経済考略」について

村昌之

本論文は、一九七三・七四年に居延の甲渠候官遺跡で発見でれた、『建武三年候栗君所責寇恩事』とよばれる三六枚の簡牘からなる、一連の冊書に関する論考である。張氏はこの冊書は三部からなる経済事件に関する論考である。張氏はこの田書延守丞の勝の報告書と考えるべきである。張氏はこのは居延守丞の勝の報告書と考えるべきである。張氏はこのは居延守丞の勝の報告書と考えるべきである。張氏はこのは居延守丞の勝の報告書と考えるべきである。張氏はこのされた、『建武三年候栗君所責寇恩事』とよばれる三六枚のされた、『建武三年候東君所責寇恩事』とよばれる三六枚のされた。

一九七八—一 俞偉超 「略釋漢代獄辭文例——份治獄材料初探」『文物』

徐苹芳「居延考古發掘的新収穫」『文物』一九七八一一蕭亢達『粟君所責寇恩事』簡册略考」『文物』一九七八一一

裘錫圭「新發現的居延漢簡的幾個問題」『中国史研究』 |

九七九一四

(一九七九—一二) 陳仲安「關于『粟君所責寇恩簡』 的一處釋文」『文史』七

古與文物』一九八一—三 初仕賓·蕭亢達「居延新簡『賣寇恩事』 的幾個問題」『考

考補―」『秦漢法制史の研究』(一九八二、創文社、第五篇第二章)大庭脩「補論 居延新出『候粟君所貴寇恩事』册書―爰書

的雇傭勞働」『西北史地』一九八六一二楊剣虹『從居延漢簡『建武三年侯粟君所貴寇恩事』看東漢《ママ)』(ママ)』(ラス)の第2年第五第第二章)

連劭名『西域木簡所見『漢律』中的『證不言請』律」『文的屋伽多僧』』ですら出。「ナノブーニ

何双全「竇融在河西」『西北史地』 一九八八—三

物』一九八六—一一

從受正朔。」とあり、建武五年(紀元三〇年)に、 竇融は光武欲東向、以河西隔遠、未能自通。時隗囂先稱建武年号、融等あった。『後漢書・竇融伝』には、「融等遙聞光武即位、而心動乱期であったが、河西地区はこの前後ほば竇融の統治下に動の文書が記された建武三年(紀元二七年)当時は社会の大

であるとされている。 天水にあった隗囂政権が崩壊した建武八年(紀元三三年)以後 することになる。しかしこの地区が真に後漢に帰属したのは、帝劉秀へ使者を送り、これ以後、名目上は後漢が河西を掌握

ということである。本冊のように「建武三年」の紀年がどうして使用されたのか本冊のように「建武三年」の紀年がどうして使用されたのかそこで問題となるのは、後漢の勢力がこの地区に及ぶ前に、

る。さらに、建世三年、すなわち建武三年の初めになって、号を用いたのであって、居延新簡にもその例がみられるとすたため、寶融等もこれに随い、改めて劉盆子の「建世」の年当然「更始」の年号を用いたが、更始帝劉玄が劉盆子に降っ当然「更始、寳融は更始帝の名義により河西に鎮していたので、張氏は、寳融は更始帝の名義により河西に鎮していたので、

したとする。さらに氏は、建武三年以前の建武の年号はすべのであり、この後、河西地方はまさに「建武」の年号を使用閣を通して後漢の正朔を授奉し、「建武」 の年号を使用した劉盆子が光武帝に降ったため、竇融は天水に割拠していた隗

て前事を追記したものであると結論している。

れ、建武三年になってはじめて「建武」の年号が使用されて月癸丑朔丁巳甲渠鄣候獲〔略〕」(EPF22:187)の二簡がみら渠鄣候獲〔略〕」(EPF22:187)と「建武三年(紀元二七年)十二について、「漢元始廿六年(紀元二六年)十一月庚申朔甲戌甲にれた関しては、居延新簡中に、甲渠鄣候の獲という人物

年まで使われていることからみると、この辺境の混乱が伝わ いることが例証される。 (EPF22:23) の記述もあって興味深い。 さらに隗囂の年号である 「復漢元年 本来存在しない、 元始の年号が二六 (紀元二三年)」

も述べているように、 実際はその逆となっている。 ら八○銭(甲渠)であってそれ程差がない。 牛価も平常時は一頭数千銭だが、建武期は一八万銭であ b の違い、 らみると、 価は少し異なっており、平常時は一○銭から四○銭(觻得)か 価格は不明としながらも非常に高価なものとする。しかし魚 これらの差はおよそ十倍である。 肉も平常時は一斤の肉は五銭だが、建武期は三〇〇銭であり、 武期は三〇〇〇銭 物は平常時は一石あたり一五銭から一一〇銭であったが、 物価とこの冊書にみえる建武年間の物価とを比較すると、 て詳述する。 を簡単に述べ、続いて、 なかっ 故にはるばる遠くまで運送してまで低価で売らなけれ で前漢末年の雇用労働問題や、 たのであろうかといった問題は、 魚の大小や種類の違いなどがあるとしている。 **觻得地区の魚価は甲渠地区より高くなるべきだが** 史籍や旧居延漢簡中にみられる前漢の平常時 (甲渠) から四〇〇〇銭 両地の魚価の違いが非常に大きい 穀物•牛•魚•肉 その理由としては、 また車価については明確な 河西の社会経済の状況 ( ( ( ) ( ) であっ 今後の研究課題 しかも糧価などか ・車の価格につい 地区や時間 張氏 のに、 ば 30 た。 建 の

> 本冊書全体にみ られる物価問題は、 居延という地

題

あろう。

るとする。 というのも、 るこの時期は経済の衰退期でもあり、 メーターとしての物価が暴騰したが、 大きな障害となったとする。 るような王莽の失政の結果、 との係争の地であった河西地区において、 あったのか。 [であったのか、それとも建武三年期という時代的 張氏は中国の中央政府と西域・北方の 丁度この時期の経済状況を反映させたものであ それと同時に、 混乱がおき、 本冊書に表され 前漢末から王莽期 経済発展に 少数民族 社会経済 を蔑視 莎 な問 域 非常 た物 数民: の 的 冗 バ な 至 口

貨志』 亡有平歳、 の混乱は、 の小勢力の努力を無視するかのようであったとする。 いたが、 富殖」とあるのは、 石二千」とあるように、 張氏の言うように、 その一方で『竇融伝』に にはこの時期のこととして、 居延漢簡が描きだす河西の社会状況の現実は、 穀賈翔貴、……北辺及青徐地人相食、 全中国的規模で広がっていたのであり、 **竇融自身は統治地域の政局安定に努め** 前漢末から後漢初にかけての社会経 本冊書の記述と史書の記載とは大体 「融等政 亦寬和、上下相親、 民愈貧困、 洛陽以東米 常苦枯旱、 晏然

この『建武三年候粟君所責寇恩事』 冊の発見されたF22号 致するのである。

の上でも、全簡の簡影と釈文が早期に発表されることを強く究することによりより、一層研究が進められるであろう。そうなまとまった冊書が数多く存するようであり、これらを研が残されているかもしれないし、新居延漢簡中には、このよの部屋は、後漢初の文書庫であり、以上の問題を解く手掛り

### 

願うものである。

吉 村 昌 之

科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』上下二冊(中華書局、簡に関して、一般に釈文として参照できるものは、中国社会度・敦煌漢簡などを用い、漢簡に記載された両漢期の郡四八、県一八一、郷一五、里六八六の例を挙げて一覧としている。との成果は漢簡を研究するものにとってばかりでなく、漢代との成果は漢簡を研究するものにとってばかりでなく、漢代の成果は漢簡を研究するものにとってばかりでなく、漢代の成果は漢簡を研究するものにとってばかりでなく、漢代の成果は漢簡を研究するものにとってばかりでなく、漢代の成果は漢簡を研究するものにとってばかりでなく、漢代は一八一、郷一五、建簡郷里志」である。そこでは新旧居延漢なすものは「二」漢簡郷里志」である。そこでは新旧居延漢なずものは「二」漢簡郷里志」である。そこでは新旧居延漢なずものは、一般に釈文として参照できるものは、中国社会を関いている。

のみが違うものについてはあげない。 「居延漢簡新編(上)』一九八〇)(以下『甲乙編』と略称)、『居延漢簡新編』と略称)、「四間のといえる。ただその中にも若干の問題点が果は意義深いものといえる。ただその中にも若干の問題点が果は意義深いものといえる。ただその中にも若干の問題点が果は意義深いものといえる。ただその中にも若干の問題点が果は意義深いものといえる。だだその中にも若干の問題点が存するが、以下、これを列挙してみることにする。ただ釈読を略称)、『簡疑學報』九、簡牘學會、一九八一)(以下『新編』と略称)、『簡疑學報』九、簡牘學會、一九八一)(以下『新編』と略称)、『居延漢簡新編(上)』一九八〇)(以下『甲乙編』と略称)、『居延漢簡新編(上)』

りここの「雲陽」とは、『漢書・地理志』にもみられる、左官で長安、雲陽に在るもの」というように解している。つま康五年詔書冊」の一簡であり、通常は「中二千石、二千石の一○(図二一)をあげている。しかし、この簡はいわゆる「元⑴ 京兆尹長安県に「雲陽里」があるとし、その例に五・() 京兆尹長安県に「雲陽里」があるとし、その例に五・

馮翊雲陽県のことであって、里名ではない。

きるが、「成下里」は何処に属するものか決することができな成都里」とあることから河東郡皮氏県に属することは証明でり、成都里については、五三三・二(図一一八)に「河東皮氏と思われる。しかし、注釈⑭には「▽成都里、公乗▽」とあ下里、公乗▽」と釈され、おそらく氏もそのように釈された○・一A(図一二八)をあげている。この簡は諸本では「▽成○・一A(図一二八)をあげている。この簡は諸本では「▽成○・一A(図一二八)をあげている。この簡は諸本では「▽成○・一〇)に成下里」があるとし、その例に五五○)河東郡皮氏県に「成下里」があるとし、その例に五五○

掖郡居延県に属するものとしており、この原則に従うならば 「成下里」は張掖郡居延県成下里とすべきである。 何氏は一 般 に郡県名の書かれていない里については、

決め手がない。隷書体では確かに「當」と「昌」の下半部は 明らかに読めるが、「武当」と釈すか「□昌」と釈すか判断 七・七(図一一二)を「☑陽武當安陽里」としてあげている。 できない。『漢書・地理志』中には「□昌」県となる可能性 ての簡を『新編』は「□□昌安陽里」と、『甲乙編』・『合校』 類似しているが、南陽郡武当県であるとは断定できない。 のあるものは十六例あげられるが、いずれも「□陽」郡には 「□陽□昌安陽里」と釈す。 簡影をみても、「安陽里」は 南陽郡武当県に「安陽里」があるとし、その例に三二

(6)

先述したように、何氏は一般に郡県名の書かれてい

な

字の里名の存することについて、例を挙げることはできるが 漢中郡に属するものとしてもよかろう。県名は不明である。 どこに存するのかについては不明である。『合校』に従い、 ならば、「高居里」であってもよいと思われる。 ただそれが ここではなぜ 「居里」であるのか釈然としない。 敢えて言う いては『新編』は「右校候卒史漢史□□□高居里趙□」と、 =九○・八九=九○・六八(図四四)「右校佐、卒史、候史□ 『合校』は「右校假卒史漢中□□□高居里趙□」と釈す。Ⅰ ]高居里趙||||「甲乙編』 は同釈)をあげている。 これにつ 沛郡高県に「居里」があるとし、その例に九〇・四九

- 平城県」の「北墲里」についても同様のことがいえる。 ても、その「城」が必ずしも「平城」でなければならぬわけ 襄城県や汝南郡陽城県であっても良いことになる。 でなく、当然、北海郡である必然性もない。たとえば潁川郡 あるが、もし何氏が釈すように「□城北昌里」であったとし ・一(図四一五)をあげる。これについても諸本異なった釈が (5)北海郡平城県に「北昌里」があるとし、その例 一北海郡 に二五
- る。しかし、張掖郡日勒県下の「益利里」・「寿光里」・「長寿 ではない。ちなみに前の二簡は金関出土のもので、 故これらの里のみが「日勒県」の所属と考えられたか明らか 里」については、 その根拠となった二一八・四(図一四五)、 い里については、張掖郡居延県に属するものとするようであ 一五・四(図一〇〇)、四一・一六(図二六)を見るかぎり、何
- 校』は「□須里朱亥 ようにして「大河郡新桃」を釈読しえたか理解に苦し しかし、簡影をみても「武須里」の上は切断しており、 四・二八(図六六)「大河郡新桃武須里朱亥、三百」をあげる。 『新編』は「□□調里辛亥 (7)大河郡新桃県に「武須里」があるとし、その例に五一 三百」と釈している。 と、『甲乙編』・『合 ţ

以上、七点にわたり具体的に問題点をあげたが、

総じて言

地湾出土のものである。

二戸、一郷には六〇八・八戸、一里では三〇数戸ということ も知れない。それゆえに何氏が全国の郡県里と比較するのに は疑義が残る。これは 明記していないので、あるいは居延県の里名ではないものか ではないし、氏の挙げた半数近くの四四の里の例は居延県と 然のことながら居延県の里名が漢簡にすべて残存している訳 になる」とする。しかし、前提となる居延県の里のうち、当 り二○の里があることになる。一方張掖郡には一○の県があ 里があり、それを四つの郷が管轄している。つまり一郷あた において、居延漢簡を根拠として「張掖郡居延県には八〇の 問題の研究」の「(三) 郡県郷里と戸口及び土地数量の分析」 現状としては仕方ないことと思われる。氏は「三、幾つかの もよかったのではないか。問題点はそのまま残しておくのも 読できないものや、 するあまり、やや無理な釈読を行なっているようである。 な留意点であろう。 代の郷里制度については、 総戸数は二四三五二戸であって、一県平均は二四三五・ 漢簡に見られる里を、 所属不明のものはそのままにしておいて 漢簡・郷里志」を使用する際の基本 どこかの郡県に所属させようと 日本に於いても、 多くの研究 釈

> きだしている。その意味では極めて地元に密着した郷土史と とし、さらに考古学の成果をも踏まえて「里」の概念図を描 甘粛省敦煌市・武威市・景泰県地区の農村などを具体的にみ 論的であり、中国のそれは具体的である。佐竹氏は主として 受ける印象の違いこそが、日本と中国の研究方向の相違と言 Ξ た上で、その形態が漢代から現在まで引き続いたものである いうことを理論的に解明しようとされ、これに対し、 えなくもない。 「郷亭里の十進法的編成」がどのように成立していったかと を挙げるに止める。 端的に言ってしまうと、日本の研究はより理 ただ、 この佐竹論 文と本論文とから 何氏は

完にとっても大きな資となるであろう。 ・暦・軹県の区画と昌邑国の建置」で論証するように、『漢書・地理志』にみられる、清河郡の貝丘県や厝県、河内郡の曹にあるものである。 このような研究が進む事は、『漢書』目国の建置の問題については、かつて日比野丈夫氏が「漢書目本の文書の問題によるとかつて魏郡の管轄下にあったことや、書色国の建置のである。 この文献資料の不足を補うことにもなり、今後の漢代史研究が進む事は、『漢書・地理志』にみられる、清河郡の員・で論証するように、『漢書・地理志』にみられる、清河郡の日籍の研究」の「〈一〉貝丘最後に、氏が「三 幾つかの問題の研究」の「〈一〉貝丘

考證」(『人文學報』 一九九<東京都立大学人文学部>、 一九八八-

なされ成果を挙げてきた。今ここで詳細な研究史をあげる

紙数はないが、

近年の力作として、

佐竹靖彦「縣鄉亭里制度

もいうべき性格を備えているのである。

### 

## 薛英群「介評『曬藍本』居延漢簡釈文」

田 中 幸 一

一年の中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』の出版と居延漢簡研究』(関西大学文学論集三二一二のなかで、居延漢簡の研究史には明確な区切りが存在するとのなかで、居延漢簡の研究史には明確な区切りが存在するとでなり、釈読の誤りを訂正できたばかりでなく、簡の形状なども明らかになった。第二の区切りは、一九五七年の労榦氏『居近漢節・図版之部』の出版である。それ以前の研究は釈文のなたによるほかなかったが、これ以降写真を参照できるようみにたよるほかなかったが、これ以降写真を参照できるようがになり、釈読の誤りを訂正できたばかりでなく、簡の形状なども明らかになった。第二の区切りは、『文物』一九七八年とも明らかになった。第二の区切りは、『文物』では、『居延漢簡には、旧簡(二九三〇・三一年出土簡)と新簡(二九七日の一年の中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』を表演的、別述のよりには、「日本の中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』の一年の中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』の一年の中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』の一年の中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』の一年の中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡甲乙編』

らかになったことである。これは、冊書の復原などに大いにの正式報告書であり、その最大の意義は、出土地がすべて明(以下『甲乙編』と略称)の出版である。この書は「居延旧簡」

寄与するものである。

ある。以下、この論考を紹介したい。 このように居延漢簡の研究は段階的に行われてきたが、今 また新しい段階を迎えようとしている。つまり、現在は、 に条件・材料が十分でなかった初期の研究の再検討などが 重要である。さて、本書にも侯灿氏の「労榦『居延漢簡考釈 重要である。さて、本書にも侯灿氏の「労榦『居延漢簡考釈 重要である。さて、本書にも侯灿氏の「労榦『居延漢簡考釈 重要である。さて、本書にも侯灿氏の「労榦『居延漢簡考釈 重要である。さて、本書にも侯灿氏の「労榦『居延漢簡考釈 重要である。さて、本書にも侯灿氏の「労榦『居延漢簡考釈 を正義一という、一九六〇年に出版された労榦氏 『居延漢簡・考釈之部』の「簡牘之制」を再検討したものが のように居延漢簡の研究は段階的に行われてきたが、今

日 封検形式とは、

項目ずつ『甲乙編』と対比しながら検討する。

侯氏は、労氏の設定した七項目を、

その順序にしたがって、

その七項目

三 露布

検署與露布

版書

**—** 71 —

### (五)

編簡之制

署與露布・田符券の二項目をとり上げたい。 であるが、ここで全項目を紹介するのは不可能なので、

(二) 検

「検署與露布」のなかで、労氏は検署に属する簡をその型

三類は、簡の上部真中に宛名のみが書かれているものである。 に発信責任者の名章・到着日・使者名を書くものである。 第二類は、簡の上部真中に大きい字で宛名を書き、その両側 任者の名章(印)・到着日・持参した使者名を書くものである。 い字で宛名を書き、その下に一行或いは二行・三行で発信責 を試みている。その第一類は、簡の上部真中に、比較的大き げた五十二例の簡を再検討した結果、新たに書式による分類 た。この形状による分類に疑問をいだいた侯氏は、労氏の挙 いものとに分け、 より二種類に分類した。すなわち、常簡と幅が広く長さの短 前者を封函の検署、後者を書嚢の検署とし 第

発信責任者の名称・到着日・使者名が記されるものである。 第四類は、 璽室があり、その下に発送人の署名或いは説明文が書かれた ものである。第五類は、簡の上端に宛名が書かれ、その下に • 「亭行」• 「郵行」 • 「吏馬馳行」などの伝送方法が書かれた 簡の上部真中に宛名とそれにつづけて「燧次行」 第六類は、宛名が書かれておらず、ただ両行で

> 簿」・「歳留□」など帳簿名が並記されているものである。 第七類は、 簡の上部に宛名が書かれ、下部に「廩名籍」・「穀

られない。侯氏がどのような意図で分類したのか不明瞭であ 宛名の両側かの違いだけであり、重大な意味があるとは考え ている内容は全く同じである。ただ、書く場所が宛名の下か、 例えば、第一類と第二類は区別する必要があるのか。 を書襲の検署とする。 第一類より第五階までを封函の検署とし、第六類及び第七類 このように、侯氏は、検署をその書式より七類に分類し、 しかし、この分類にも問題点がある。 書かれ

ので、十分とは言えない。両要素を考えあわせて分類する必 となる。労・侯両氏の分類は、それぞれ一要素のみによるも 簡とみられる。木簡研究には、簡の形状も書式も重要な要素 って簡の認識が変わる。例えば、第三類は、宛名と出土地が る。また、宛名と出土地の関係にも言及されない。それによ 一致すれば、使用済みの簡であり、一致しなければ未使用の

十例を挙げたが、侯氏は、そのうち三例について詳述する。 その三例は、 次に、「符券」に関して、 労氏はこの項に属する簡として 要があろう。

一至千左居 官右移金関符合以從事

①始元七年閏月甲辰居延與金関爲出入六寸符券齒百從第=

六五·七

②從第一始太守從五始使者符合乃|| 

③☑出入六寸符券齒百從第

## 

致してはじめて用件を行なうことができるのである。また、 また簡の左上に切込があり、この切込がもう一方のものと合 り、その長さは約一五㎝であり、簡中の「六寸」に相当する。 ①を取り上げ、これは「正式な符伝」ではなく、居延候官が からないが、これは明らかに誤りである。①は完全な簡であ 屑水金関に発送した千枚の符券の使用説明文書であるとする。 であるが、①と③は明らかに出入符である。しかし、侯氏は 「正式な符伝」とはいかなるものなのか、説明がないのでわ

「●第八」は千枚の符券の八番目を指す。さらに

④始元七年閏月甲辰居延與金関爲出入六寸符券齒百從第= 官右移金関符合以從事 /第十八

六五•九

=一至千左居

異なるだけである。この④も使用説明文書であれば、二枚も 式な出入符」であるといえる。 説明文書が存在し、不自然である。すなわち、①も④も「正 がある。①と④は日付・内容とも同じで、ただ末尾の番号が

新材料を使わず、労氏の挙げた簡例を点検するだけにとどま 討をみてきたが、最後にこの論考全体を通していえることは、 以上、「検署與露布」、「符券」の二項に関する侯氏の再検

> によって、居延漢簡研究が今どのような段階にあるのか認識 べきであろう。また、先学のすぐれた研究を参考にすること っていることと、参考文献が全く見あたらないことである。 「居延新簡」の一部も公表されている現在、それらは参照す

する必要があろう。

新段階を迎える準備としてすべきことが、もう一つ考えら

中国科学院考古研究所編『居延漢簡甲編』(一九五九年)、 (一九六〇年)、台湾簡牘学会編『居延漢簡新編®』(一九八一年)、 在参照できるに文としては、労榦氏『居延漢簡・考釈之部』 れる。それは、「居延旧簡」の正確な釈文の作成である。現

がら、写真を検討し、より正確な釈文をつくる必要がある。 延漢簡釈文合校』(一九八七年)がある。 この五書を対比しな 掲『甲乙編』、そして、謝桂華氏・李均明氏・朱国炤氏『居 さて、本書にも「居延旧簡」の釈文に関する論考がある。

が、一二〇簡とする)。 この一二三簡のうち四一簡 を取り上げ 文には存在しないものであるという(これは馬先醒氏も指摘した 氏によれば、この釈文は二巻より成り、上巻は労榦氏による いう。また、この合計四〇五五簡のうち、一二三簡は他の釈 曬藍紙 (感光紙) に印刷された居延漢簡最初の釈文である。 薛英群氏の「介評『曬藍本』居延漢簡釈文」である。この 一二六七簡を、下巻は余遜氏による一七八八簡を掲載すると 『曬藍本』は、通常接することはできないが、一九三六年に

薛氏は四一簡中二簡のみ『曬藍本』と『甲乙編』との番号違 薛氏の釈文訂正は推定でしかなく、正確とは言えない。ただ、 これらの簡は、写真を参照することができない。したがって、 いを指摘する。その二簡とは、例80・80に挙げた 88 水門燧長觻得市陽里王常賢 今重在肩水 誤釈の訂正、 解説を加えたのが本論考である。しかし、

腳累南尹安漢九月食三石三斗

五九二・二一

五九二・二八

げた四一簡をみると、いくつか判明した。ここでは、それら 存在するのではないか。この点に注意して、今一度薛氏の挙 であるが、これらを『甲乙編』は、五六二・二一、五六二・ を取り上げて、解説を加え、本論考の紹介にかえたい。 二八として収録するという。このような番号違いがほかにも

り下欠であることがわかる。出土地はA33地湾である。 これは、薛氏が例⑴に挙げた簡であるが、『甲乙編』の二〇 ・四と同じものとみられる。釈文も全く異同がない。写真よ 肩水候官元康二年盡三年詔書

四〇・一四

☑匹騂杜害斯酋十歳高五尺八寸三月年未入

この簡について、薛氏は、例41に挙げ、「害斯」 を左斬に、 - 6 | を齒に、「年」を辛に、「人」を入に訂正する。『甲乙

> 写真より私釈を示すと、 編』は、乙附四として収録するが、 その出所は明らかでない。

☑一匹騂牡左剽齒七歳高五尺八寸三月辛未入

ることもわかる。 となり、文字の異同、さらに「三月」以下が小字となってい

**薛氏は、この簡を例ぼに挙げ、「鳳」は人名であり、「亡」は** 鳳亡遣乙封孫遣如意燧長封 四〇・四〇

として収録し、出土地はA3地湾である。ただし、『曬藍本』 誤釈であると指摘する。『甲乙編』は、 これを一〇〇・四〇

১ の一四○・四○とすると、A32金関出土となる。私釈を示す

鳳 亡遣 已對獄遣如意隊長詔□

かる。 となり、文字の異同、「鳳」・「亡遣」の下の空白の存在がわ

月百斤直十百

背

これは、薛氏が例6に挙げた簡である。『甲乙編』は、 乙附 四六・八九

二九A・Bとして収録する。出所は不明であるが、番号が 『曬藍本』のとおり一四六・八九であれば、A3地湾より出

区肉百斤直七百区 土したものである。私釈を示すと、

Α

В

となる。

も調べてみたい。 とのように、四簡についてみたが、機会があれば、他の簡

待ちたい。とのえ、来たるべき「居延新簡」の全釈文・写真の公表をととのえ、来たるべき「居延新簡」の全釈文・写真の公表をの論文の整理、「居延旧簡」の正確な釈文作成などの準備を以上、二論考を紹介したが、これらを参考に、私達も従来

## 評 高大倫「釈簡牘文字中的幾種符号」

陳

簡牘文字中出現的符号、是簡牘研究的重要課題之一。盡管

波

就『釋符号』一文的異議之處、提出商搉。 或『釋符号』一文的異議之處、提出商搉。 立後、在簡牘符号起源及其統一性等方面、存有疑問、下面、 以下簡稱『釋符号』、原載『秦漢簡牘論文集』、中国甘肅人民出版社) 地認識簡牘符号。讀完高大倫『釋簡牘文字中的 幾種 符号』 地認識簡牘符号。讀完高大倫『釋簡牘文字中的 幾種 符号』 地認識簡牘符号起源及其統一性等方面、存有疑問、下面、 建資際上相互関連、如孤立地研究其中一個、一般很難達到預想 實際上相互関連、如孤立地研究其中一個、一般很難達到預想 實際上相互関連、如孤立地研究其中一個、一般很難達到預想 實際上相互関連、如孤立地研究其中一個、一般很難達到預想 實際上相互関連、如孤立地研究其中一個、一般很難達到預想 實際上相互関連、如孤立地研究其中一個、一般很難達到預想

> 言、也不能説有句讀符号、理由很簡單、商周古文不施句讀、 非依靠附加綫條、卜紋即為分節分段的依據。其三、就金文而 要鉆鑿與施灼、龜甲一經施灼、即有裂紋出現、即兆紋。占卜 普遍性、因而其作為一種符号來看待、起分節分段的作用之説 引起思考、其一、甲骨刻辭中分節分段用綫條隔開的現象没有 出來的?而根據考古資料來印証上述結論、發現以下幾點值得 西周金文中又有分段提行的現象』、 為『早在殷商的甲骨辭里、就出現了分節、分段用綫條隔開、 缺乏足够的資料、究竟起于何時尚不能确定。而『釋符号』認 個有争議的問題、 人按兆紋並在龜甲兆紋附近刻辭、可見甲骨刻辭的分節分段並 就没有説服力。其二、以甲骨學常識而言、在甲骨上占卜、需 『點句之法、漢以前已有之』(『丙辰札記』 第三十五頁)但由 于 牘符号、 是一個與句讀、 古來較有影響的說法、 書寫有関的議題。 不知這個結論是凭什麽得 有如清人章學誠之說 句讀起源是

夢睡虎地秦簡中也有各種符号。長沙馬王堆三号漢墓帛書『老毎一段末了有扁長方形符号、信陽竹簡上有句讀符号。湖北雲有合文和句讀符号。長沙戰國帛書和信陽出土的戰國竹簡上、簡牘符号的表現極為複雜、春秋晩期的『侯馬盟書』中、標

合文也是為全篇美觀、這個表現形式一直延贖至今。

為漢字書寫之特別形式、漢字講究書法美、兩字重疊而不重復慣稱為簡牘符号之一、但是、從文字學角度看、重文與合文實銘文中也没有例子可以佐証。関於重文與合文、現在研究者習

徐鍇注『「-」猶點柱之柱、若漢武讀書止、輒乙其處也』。在 段玉裁注『鈎識者、 用鈎表識其處也』。 又『 – 』同主、音主。 用法没有根本上的區別。漢代表示止絕的符号有多種、『L』、 故句可稱讀、 對文章的音節而言、 簡牘符号在春秋戰國秦漢間的簡牘中逐漸出現、当時、句讀是 實相違的、在簡牘中、符号是有的、但從未固定過。如前所述: 号的産生、發展乃至最後固定的軌跡』、 但是、 為『我國的豊富而又連續的古代文字資料里、就能看出這些符 上看、絕大部分簡牘不施符号、有的是少數。而『釋符号』認 更是五花八門、殊難統一。同時、符号的使用不普遍、從總體 章号有多種、常用斷句符号有五種之多。至于不同的符号、則 出土西漢『儀禮』簡策上、有篇号、章号、句讀号、題目号、 号。山東臨沂銀雀山一号二号漢墓漢簡亦有各種符号、如『孫 但用法不統一、以『儀禮』為例、同一部書上、篇号有兩種、 括号等符号。居延漢簡上也有鉤識符号等。這些符号起源雖早、 臏兵法』各篇有篇題、篇末注有字數、句中有句讀符号。武威 句讀符号。『戰國縱横家譽』章首有墨點標記、 句中有鉤識符 『説文解字』第十二篇-部云『-、 同趨、音絕。『説文解字』第十篇L部云『L、鈎識也』。 讀亦可稱句。 音節終止處為章、音節停頓處為句為讀 因此、反映到文書中時、句和讀的 有所絕止、 - 而識之也」。 這個結論與事

> 中、尋找其『固定的軌跡』、並非是容易的事。 後佚書『五行』、『九主』、『明君』、『德聖』諸篇文字與乙本有 隷書的發生、是為了應付繁多公文、『漢書・藝文志』 云『是 代來講、至少有秦隷與漢隷、從書體而言、至少為草隷或章草。 不得不涉及與文字學有関的隸體、隸體的範圍比載廣泛、 当時、這些符号的作用基本是相同的、 簡牘符号的表現形式上有影響。因此要從零星少量的簡牘符号 較大的差異、字跡草率、常見簡省。這種便簡省易、必然會在 隸自然也不難見到、馬王堆三号漢墓内隷書『老子』甲本及巻 時始造隷書矣。起於官獄多事、苟趨省易、施之徒隷耳』。草 可以說是出于書寫者的関係、当然還有區域不同的緣故。這里 至於簡牘符号極為複雜

本前古佚書各章連書、章首有墨點標記、章末有標題、文中有

甲本後面附寫的四篇佚文、

字間有句讀符号。『老子』乙

以上觀點、雖經反復思考、 但還會有錯漏、 請不吝賜教。